

第104号議案 瀬戸市水道事業給水条例の一部改正についてに
対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議
会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 18 日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

三木雪実

小澤 勝

柴田利勝

朝井賢次

堀田季央

黒柳 知世

高桑茂樹

西本 潤

宮藤 伸仁

山内 精一郎

高島 淳

伊藤賢二

石神栄治

〃

〃

〃

伊藤賢二

石神栄治

伊藤賢二

石神栄治

伊藤賢二

石神栄治

伊藤賢二

石神栄治

伊藤賢二

石神栄治

伊藤賢二

7 年議員提出第 7 号議案

第 1 0 4 号議案瀬戸市水道事業給水条例の一部改正についてに対する附帯決議

近年、地震災害の発生リスクが高まる中、他市町において老朽化した水道管の破裂や漏水に起因する道路陥没等の事例が相次いで発生している。これらを未然に防ぐことは、市民の安全・安心な生活を守る上で極めて重要である。本市においても、老朽化した水道管の更新を着実に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であり、水道事業経営審議会からは、水道料金を平均約 42%引き上げる必要があるとの答申が示されている。一方で、水道料金は市民生活に直結するものであり、物価高騰が続く現下の経済状況を踏まえると、急激な料金改定は市民生活に与える影響が大きい。このため、本議案で提案されている 2 年間にわたる約 17%の負担軽減策の措置については理解を示し、これに賛成するものである。しかしながら、将来にわたる水道事業の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、以下の事項について十分留意されるよう求めるものである。

- 1 市民の安全・安心な生活を守ることを最優先とし、老朽化した水道管の課題解消に向け、管路更新計画において掲げられている管路更新率年平均 1 % の目標を後退させることなく、着実かつ確実に実行すること
- 2 当該 2 年間の経過措置により、更新工事に必要な財源が不足する場合には、内部留保資金を活用するなど適切な対応を講じるとともに、その影響については次回の水道料金見直しの際に適切に反映すること
- 3 水道料金値上げによる市民生活への影響を考慮し、国の交付金等を活用した負担軽減策を早急に検討すること

以上、決議する。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

瀬戸市議会

(理由)

市民の安全・安心な生活を守るため、将来にわたる水道事業の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、老朽化した水道管の更新を早期かつ計画的に対応するよう求める必要があるからである。